

スポーツ基本計画(平成24年度～)の政策体系

参考2-1

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出
具体的な社会の姿

- ①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ②健康で活力に満ちた長寿社会
- ③地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力ある地域社会
- ④国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

今後10年間を見通した基本方針

- ①青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人格の形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実する。
- ②心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ③人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。
- ④国際競技大会における日本人選手の活躍が、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高め、我が国の社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するため、国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う。
- ⑤国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなどにより、我が国の国際的地位を向上させるため、オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する。
- ⑥才能ある若い世代が夢や希望を持ってスポーツ界に進めるなど、誰もが、安全かつ公正な環境の下でスポーツに参画できる機会を充実させるため、スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる。
- ⑦地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。

今後5年間の政策目標

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。そうした取組を通して、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。
また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会(夏季大会17位(2008/北京)、冬季大会8位(2010/バンクーバー))以上をそれぞれ目標とする。

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

施策目標

- (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- (2) 学校の体育に関する活動の充実
- (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- (2) スポーツにおける安全の確保

- (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
- (2) 地域のスポーツ指導者等の充実
- (3) 地域スポーツ施設の充実
- (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
- (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
- (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- (1) ドーピング防止活動の推進
- (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
- (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
- (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携